

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）等による国民健康保険法等の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険料を免除する措置を新設する。

第2 改正の内容

(1) 世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がいる場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険料のうち出産被保険者に係る所得割額及び均等割額を減額する。

減額する額は、出産被保険者の出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から、出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び均等割額とする。

〔参考〕免除する額（1か月当たり）

所得割	出産被保険者の基礎控除後の総所得金額等に所得割保険料率を乗じて得た額の12分の1の額
均等割	被保険者均等割額（低所得者軽減の適用を受けている場合は軽減後の額）の12分の1の額

(2) その他所要の規定の整備を行う。

第3 施行期日

令和6年1月1日

岩見沢市条例第 23 号

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 15 日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岩見沢市国民健康保険条例（昭和 48 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 各号列記以外の部分中「及び第 22 条の 4」を「、第 22 条の 4 及び第 22 条の 5」に改め、同条第 2 号エ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第 14 条の 6 の 2 各号列記以外の部分中「及び第 22 条の 4」を「、第 22 条の 4 及び第 22 条の 5」に改め、同条第 2 号イ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 14 条の 7 各号列記以外の部分中「第 22 条」の次に「及び第 22 条の 5」を加え、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 18 条第 1 項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「又は第 14 条の 8」を「若しくは第 14 条の 8」に改め、「第 22 条第 1 項各号」の次に「(同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、「若しくは同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項各号」を「、第 22 条の 4 第 1 項（同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第 14 条若しくは第 14 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10

分の5を乗じて得た額、第22条の4第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第22条の5第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に改め、「又は特例対象被保険者等となった日」を「若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日」に改め、同条第2項中「又は第14条の8」を「若しくは第14条の8」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第22条の4第1項に定める第14条若しくは第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の4第4項第1号に定める額、第22条の5第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第22条の4第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第22条の4の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第22条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第14条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下に同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の10」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、

当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 6 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第14条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第14条の10」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の岩見沢市国民健康保険条例第22条の5の規定は、令和5年度分の保険料のうち施行日以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち施行日以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。